

意見書案第1号

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年6月13日提出

東伊豆町議会議長 笠井 政明 様

提出者 東伊豆町議会議員

栗原京子

賛成者 東伊豆町議会議員

柳山節雄  
村木脩

須佐 守

山田 直志

定居 利子

山田 豪彦

西塚 寿男

内山 隆一

稲葉 義仁

鈴木 伸和

## 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろんのこと、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。

しかし、冤罪被害者を救済するための再審手続に関する法律（刑事訴訟法第四編「再審」）上の規定は、僅か19か条しかなく、再審手続をどのように行うかは、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

また、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、現状では捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定は、あくまでも裁判をやり直すことを決定するにとどまり有罪・無罪の判断は再審公判において行うため、検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という言葉が中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって国においては、冤罪被害者を早期に救済するため、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求める。

### 記

- 1 再審請求手続の審理の適正化に資する規定を整備すること。
- 2 再審請求手続において、全ての証拠を開示する規定を整備すること。

3 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月13日

殿

静岡県東伊豆町議会

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書  
送付先一覧

国会及び関係行政庁

役職	氏名	郵便番号	住所
衆議院議長	額賀福志郎	100-0014	東京都千代田区永田町 1-7-1
参議院議長	尾辻秀久	100-0014	東京都千代田区永田町 1-7-1
内閣総理大臣	岸田文雄	100-8914	東京都千代田区永田町 1-6-1
総務大臣	松本剛明	100-8926	東京都千代田区霞が関 2 -1-2 中央合同庁舎 2 号館
法務大臣	小泉龍司	100-8977	東京都千代田区霞が関 1 -1-1